

セーフティネット資金 (経営力強化新規枠・借換枠)

(セーフティネット保証第5号・業況の悪化している業種関連
経営力強化保証)

	経営力強化新規枠 (運転・設備)	経営力強化借換枠
融資対象者 (※1)	国が指定する業種については、中小企業庁ウェブサイトをご参照ください。	国が指定する業種に属し、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として、市町村長の認定を受け、かつ金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者、協同組合等
融資限度額 (※2)	経営力強化新規枠・借換枠合わせて 2億8,000万円 (※3)	
融資利率 (※4)	年 1.7% 以内 (固定)	
信用保証	信用保証協会保証付 (80%保証) 保証料率 年 0.80%	
融資期間	10年以内 (据置1年以内)	
担保・保証人 (※5)	必要となる場合あり (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。)	
借入申込先	取扱金融機関	
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会	

※1 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※2 融資限度額内であれば、同一年度内の複数回の利用が可能です。

※3 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。

※4 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。

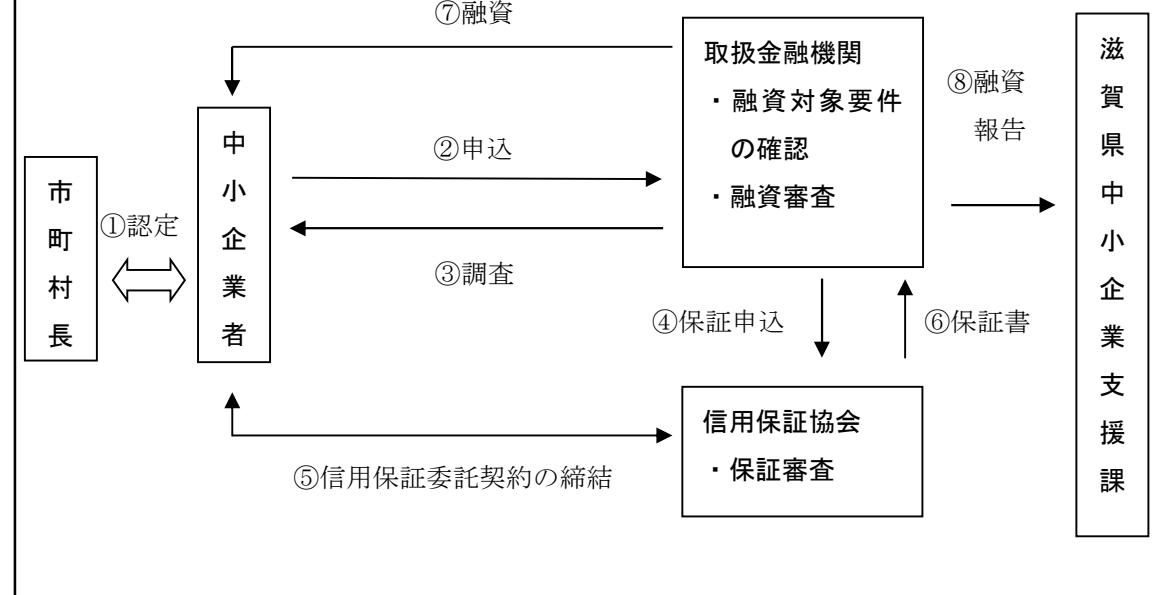
※5 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがあります。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

(特記事項)

- セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。

- 上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

【申込み等の基本的な流れ】(イメージ)



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン



融資に関するご相談など
中小企業の皆様の声をお聞きします！
また、県の融資制度等について
具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

事前相談と借入申込先

上記の取扱金融機関

制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係